平成２３年（フ）第５０７４号
大阪市淀川区十三東１―20―21―502、住民票上の住所大阪市淀川区加島１丁目２番３―315号
債務者　安村　昌一
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０５号
大阪府東大阪市上石切町２丁目９番36―415号　朝日プラザ生駒西２番館Ｄ415
債務者　北田　尚子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１０号
大阪府高槻市東天川２丁目24番７号
債務者　橋長　郁子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１３号
大阪市平野区瓜破２丁目４番２―1208号
債務者　芝　紀代子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１６号
大阪市住之江区浜口西１丁目16番21号
債務者　渡邉　義昭
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１９号
大阪市城東区諏訪３丁目５番15―203号
債務者　清水　智美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２５号
大阪市此花区西島４丁目２番22―511号
債務者　植松このみ
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２９号
大阪市東成区大今里南３丁目２番18―207号
債務者　玉城　文子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１３０号
大阪府東大阪市西上小阪７番17号　阪本病院、従前の住所大阪府東大阪市中野１丁目12番12号
債務者　中尾　昌子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７号
長崎県長崎市小江原２丁目23番12―504号
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1159番地２、旧住所長崎県西彼杵郡長与町三根郷55番地97
債務者　栗原　栄子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
新潟県長岡市中沢４丁目380番地３
債務者　原田　憲次
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
広島県福山市山手町３丁目３番８－２、前住所広島県三原市旭町１丁目１番21号
債務者　伊藤　桂子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７７号
広島県福山市手城町３丁目29番７号　パナハイツ杉本102、前住所広島県福山市南手城町３丁目11番33号
債務者　平井君子こと　郭　　金子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８２号
広島県福山市千代田町２丁目11番11号グレースミュウチャルＢ202、旧住所広島県福山市新涯町２丁目４番28号
債務者　藤井　節子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５２号
高知市弥生町16番16号
債務者　野本　雄二
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３号
栃木県佐野市堀米町1693―７　フレグランス堀米105号室、住民票上の住所栃木県佐野市堀米町1693番地２
債務者　田夙　賢司
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部